

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

物件 番号	財産名称	所在地	貸付箇所	平面図	貸付面積
1	桐生市新里 総合センター	桐生市新里町武井 6 9 3 番地 1	総合センター 1 階	平面図	1.3㎡ (1.2m × 0.9m + 0.25㎡)
2			総合センター 2階		1.3㎡ (1.2m × 0.9m + 0.25㎡)
3			総合センター 3階		1.3㎡ (1.2m × 0.9m + 0.25㎡)

※ 1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）更新なし

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

①大きさ おおよそ W1200×D900×H1900以内

②デザイン（外観色を含む。）周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 機能

①省エネ 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、できる限り、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②ノンフロン できる限り、炭化水素等を冷媒として採用した機種とする。

③物件番号 1 については、災害対応型自動販売機とし、災害発生時に、桐生市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無料で提供することとする。

④可能な場合、電子マネー対応型自動販売機とする。

(3) 安全対策

①転倒防止 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生 「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

- ①回収ボックスの設置 原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。
- ②回収ボックスの規格
 - ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。
 - イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
 - ウ その他 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。
- ③使用済み容器の処理 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ②消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③専門技術サービス員による保守業務を随時行って安定維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(6) 電力量計の設置

自動販売機の電力使用量を測定する電力量計（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。）を設置していただきます。

4 販売商品の種類等

- (1) 種類 缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、牛乳、紅茶、コーヒー及びこれらに類する商品）とし、酒類は販売しないこと。
- (2) 価格 標準価格（定価）以下とする。

5 貸付料

貸付料は、落札金額（入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額）とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置した電力量計（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、桐生市が定めた単価(前年度の桐生市新里総合センター全体の電気料金を同年度の桐生市新里総合センター全体の電気使用量で除して得た1kWh当たりの金額)を乗じて得た金額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するための電力量計を設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては桐生市の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

(1) 次に該当するときは、賃貸借契約の全部又は一部を解除、又は変更することがある。

①貸付財産を公用又は公共用に供するため貸付財産を必要とするとき。

②設置者が賃貸借契約条件若しくは法令等に違反したとき。

(2) 設置者は、(1)の賃貸借契約の全部又は一部を解除、又は変更により貸付財産の返還の指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(3) 契約の解除等により貸付場所を返還する場合は、原状に回復して桐生市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

桐生市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 桐生市の責に帰することが明らかな場合を除き、桐生市はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。